

守り系!

こんにちは! 日本共産党の

# 大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2008年 4月11日 85

〒319-1112

東海村村松2401-2

oona\_toukai@yahoo.co.jp

電話・ファックス 029-284-0761

## 3月議会代表質問 答弁特集



大名 ひたちなか保健所の支所化案についての本村の考えは?

**村長** 茨城県の行財政改革にともなう保健所の再編統合で、常陸大宮保健所ひたちなか支所とする方針が出されている。当地区は、常陸那珂港や漁港もあり、また原子力施設や観光施設等をかかえ、人口も増加しており、人や物の流通が活発でますます発展するところ。感染症予防や食品の衛生対策など保健所の機能は後退してほしくない。

村民や関係者の方々の不利益にならないよう、強く存続を要望していきたい。

大名 公立病院改革ガイドラインの評価、改革プラン策定の考え方、東海病院の方向性は?

**部長** 総務省は、07年12月、公立病院の経営改善を促すため、「本ガイドライン」を公表。ポイントは、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3視点からなる「公立病院改革プラン」を策定し、病院改革に総合的に取り組むことなど。

すでに、民間的手法を導入し経営の効率化を図っているところ。

また、「病床利用率が過去3年連続で70%未満の病院に病床数の削減や診療所への転換を求める」ことも含まれるが、新東海病院の病床利用率は、今後も伸びると推測でき対象外と考える。

今後とも東海病院には、住民が安心して医療を受けることができる体制の維持と保健・福祉部門との連携を強化しながら、地域医療の中核として総括的な医療サービスを提供していきたい。そして自治体病院の役割が発揮できるよう推進していきたい。

大名 ファーマーズマーケットを農業の拠点とするにあたり、農業の発展にむけた役割、農産物を安定供給するには、農地の保全・活用、後継者の育成、担い手対策問題での役割は?

**部長** 本村の地産地消の推進と農業の維持発展につながるの考え方から、08年度にJAひたちながが進めている農業情報発信館(ファーマーズマーケットと農業支援センターが併設)建設に支援を考えている。

役割は、農業支援窓口とあわせ、農産物の販売、研修会、農業相談、消費者との交流などを実践することで、地域農業の活性化と安心・安全な農産物の提供にむけた活動の拠点が確保できると考える。

出荷体制は、中小規模農家の高齢者等が庭先で栽培した少量多品目の農産物を直売所へ提供することで、農家の収入増が見込まれ、新たな農業生産意欲の向上につながると期待する。(続きはまた来週に)

“トピックス”

従来、議員各自が議会で昼食をとるとき、割り箸を使っていたが、現在は、全員おそろいの“My箸”になりました。

きれい

常陸海浜公園



常陸海浜公園HPより

# 4月6日、全県女性の集いに参加



田谷さん、あやべさんとともに壇上で、会場の参加者に手を振る県内女性議員（写真には全員が入りませんでした）

4月6日、つくば市内において、日本共産党女性後援会主催の“みんなの願いかなう新しい政治を！全県女性のつどい”が開かれ、川崎議員とともに参加してきました。

つどいは、「近く予想される総選挙に向けて、女性の願いが実現できる新しい政治をめざして力あわせよう」と交流するものでしたが、最後に県内の女性議員が紹介され、私たちも壇上にあがり、全県の皆さんに笑顔と手ふりでごあいさつしました。

また、つどいには比例北関東ブロック予定候補のあやべ澄子さんと田谷たけおさんが参加し、「弱者に冷たい政治から、暮らしを応援する政治への切りかえをいっしょに」と決意を述べました。

## 東海産廃焼却施設反対住民の会ニュースより

### 3月5日、第1回裁判で意見陳述！

行政訴訟第1回裁判で、原告を代表して原告団長の菊池一二さんと、副団長の河野卓さんが「意見陳述」を行いました。この施設がどんなに危険で有害なものか、建設をすすめている業者がどんなに不誠実な業者か、村民一丸となって反対しているこの計画を県が許可したのは許せないことなど、力一杯訴えました。続いて、弁護団を代表して坂本弁護士と五来弁護士が、それぞれ県の許可決定の違法性を陳述しました。

傍聴した約40名の方々から、「胸がスツとした」「力がわいた」などの感想が述べられ、私たちの主張の正当性に確信が広がりました。

裁判での勝訴をかちとるためにも、この確信を原告団全員が共有し、より多くの住民に知らせて反対運動を一層もりあげていきましょう。

#### 行政訴訟

第二回裁判の期日は、6月4日（水）午前11時です。

多くの方々の傍聴をおねがいします。住民の会、原告のみなさまのご参加お待ちしております。

#### 仮処分

仮処分の第一回裁判の期日は、5月28日（水）午前10時30分です。行政訴訟第二回裁判の日と連続しますが、ぜひ、誘い合って大勢で裁判所につめより、業者を圧倒しましょう。

住民の会では、多くの皆様のご入会をお待ちしています。また、事務局会議にご参加いただき、運動を広げるための知恵をご紹介下さい。

運動広げるためのカンパにもご協力下さるようお願いいたします。

